

# 加藤清遺稿 藏文和譯『世間施設』(1)

福 田 琢 (編)

## はじめに

『施設論』(*Prajñapti*) は初期インド仏教を代表する学派、説一切有部に所属する論書で、いわゆる「須弥山世界」説や「業報輪廻」説といった仏教の宇宙論・生命観を詳細に説く、一種の博物誌的著作である。有部の教理史におけるその重要性は、後代の文献に引用される頻度の高さから容易に伺える。また形式面では、有部論書が素朴な經典注釈書の形態を脱し、教義の組織化・体系化に向かいはじめたころの姿を伝えている。著者はインド、チベット伝では目乾連 (*Maudgalyāyana*)、中国伝では大迦多衍那 (*Mahākātyāyana*) とされている。

多くの有部論書と同様、サンスクリット原典は、松田和信や S. Dietz によって発見された貴重な断片を除いて現存しない。また有部の主要論書をことごとく将来した唐の玄奘も、この書だけはなぜか例外的に訳出しなかった。後に宋の竺法護らによって漢訳されているが、その内容は事実上「因施設」と呼ばれる一部門にとどまっている。他方これも奇妙なことに、『俱舍論』以前の有部論書にはほとんど関心をもっていないかに見えるチベット大藏經に「世間施設」(*Lokaprajñapti*) 「因施設」(*Karaṇaprajñapti*) および「業施設」(*Karmaprajñapti*) の三部門からなる『施設論』翻訳が遺されている。

このチベット訳『施設論』が原典の完訳であるかどうかについては、つとに木村泰賢が疑問視しており、近年では本庄良文がその仮説を継承して、いまは失われた「隨眠施設」「名色施設」といった部門の存在を推定している。

しかしいずれにせよ、チベット訳が『施設論』研究の最も重要な基礎資料であることに変わりはない。その原典解明の試みは、すでに de la Valée Poussin、山口益、春日井眞也、荒井行央らによって積み重ねられてもいる。だがこれらは業績を総合しても、なおチベット訳の全貌を明らかにするまでには至っていない（以上に挙げた諸研究のビブリオグラフィは『印度学仏教学研究』47-1号 [1988] の本庄良文論文、注3を御参照願いたい）。

それだけに、筆者が同朋大学に着任して間もない1995年夏、同朋学園大学部附属図書館の書庫の片隅に、このチベット訳『施設論』すべてのテクストに和訳を付した草稿ノートを見いだしたときには驚嘆した。ラベルも貼られていない未整理な状態で放置されていたこれらのノートは全二十冊、すべて同型の「キサラギ堂の大学ノート」で、これは戦前に京都の大谷大学購買部で扱われていたものであるという。一冊目から八冊目までの八冊が「世間施設」、九冊目から十五冊目までの七冊が「因施設」、十六冊目から二十冊目までの五冊が「業施設」に相当し、各冊とも、見開き右頁に北京版に基づくチベット文テクストが青インクで書写されており、デルゲ版との異同が朱筆で書き加えられている。そして各行の下に鉛筆書きで和訳が添えられ、還元サンスクリットが頻繁に併記されている。左頁は空欄で、時として漢訳およびパーリ阿含や『大毘婆沙論』の対応箇所などが注記されている。すべての翻訳を終えた二十冊目の最後の頁には {1934、(昭和九年) 10. 26、P.M.11時47分全訳了ス} とある。

これらの『施設論』ノートそのものには訳者の名前がなかったが、書庫の同じ場所には他にも、明らかに同じ人物の手になる何冊かの研究ノートがまとめて所蔵されており、そのうちのひとつに「加藤清」という署名を認めることができた。

慢性的な書庫の余裕不足に悩む学園図書館が、このノート群の「処分」を検討中であると聞いて、筆者は慌ててそれらを引き取り、整理と調査を始め

### 加藤清遺稿 藏文和譯『世間施設』(1)

た。まず櫻部建先生から、加藤清氏はすでに故人であること、昭和6年3月に大谷大学文学部を卒業されて、以後も研究生として京都におられたこと、櫻部先生自身も直接の面識はなく、同朋学園との関係については不明であることなどを伺った。また後述する『國譯一切經』の故西本龍山教授の文章のこととも併せて御教示いただいた。一方、書庫に雑然と積まれていた遺稿ノート群は、先に述べた『施設論』ノート二十冊、同様の体裁をもつ『根本說一切有部藥事毘奈耶』チベット文和訳ノート五冊、および断片的な研究ノートや雑記に整理できた。その『藥事毘奈耶』ノート第一冊目の冒頭には、次のように認められていた。

義淨の有部藥事の翻訳は西藏文の hdu la ba khe の函 fol.260a4-290 ult、ge の函 fol.1a-294 ult、de の函 fol.1a-13a7 までであって、藏文の de の函 fol.13a8-47b までの訳を欠いている。藏文の fol.13a8-47b6 までは藥事中最も重要な個處で此の文なしには藥事の意味をなさないのであるにも拘わらず、何故義淨はそれを訳出しなかったか、茲に大きな疑問を抱かざには居られない。余輩、西本教授の依頼により、國譯一切經中有部藥事の翻訳のため、藏文と比較し、義淨訳藥事十八卷全部藏文と対照し、漢訳はその訳尽きるも猶藏文は35枚の紙数残り続すを西本教授にただし、此の部分が藥事中最も重要なを教授より示され喜悦ほとばしり、更に教授よりその和訳を依頼されたことは一層の悦びを禁じ得ない。只かかる発見をなし得たのを喜ぶ。昭和八年九月七日

一三八

義淨の漢訳に欠ける部分の『藥事』和訳は、五冊のノートのうち三冊目の途中まで終了しており、三冊目の後半から最後の五冊目までは、漢訳『藥事』卷十三から十四 [T.24, 59b-68b] に対応する二つの本生譚、すなわち

「善財童子物語」[Peking. ge 190b-206b] および「尾施縛多羅王子物語」[Peking. ge 206b-214a] のチベット文テクスト書写と和訳からなる。

花園大学の佐々木閑氏に問い合わせたところ、この義浄訳に欠ける内容が『國譯一切經』律部二十三の末尾二巻（巻十九、巻二十）に「西藏律典よりの補訳」として全文収録されていること、そのチベット文から直接翻訳した部分を含め、国訳『藥事』は全編にわたってチベット訳との対照に基づくすぐれた注記が付されており、当時としては画期的な成果であることなどを教えていただいた。確認してみると、筆者の手許にある『藥事』ノートの第一冊から第三冊前半は、確かに『國譯一切經』律部二十三「補訳」の草稿であった。今まで知りえた限りでは、これが公に刊行された加藤氏の唯一の業績である。なお国訳者西本龍山教授は同書の「緒言」末尾に次のように記している（文中「泉教授」は泉芳璟教授、「寺本教授」は寺本婉雅教授を指す）。

附記 本藥事訳註に於て梵文を引用せる所少なからず。これ藥事本文の意味不明了なる為に対照するの必要に迫られたからである。その梵文訳については難解の点多きが為に一々泉教授の示教を仰いで誤りなきを期した。更に対照すべき梵文なき箇処については、大谷大学研究科学生加藤清君を煩わして西藏律典を以て仔細に対校して之を明らかにし、梵語に還元せる典拠あるものはこれを還えし、然らざるものは藏文の意のみを記して読者の想像に任せることにした。更に第十九巻第二十巻の藏文補訳は同じく加藤清君に之を依嘱し、恩師寺本教授の校閱を仰いで果遂することが出来たのである。南海を経て将来せる梵本訳の欠失せる両巻を、北方を経て将来せられたる西藏律典によりて補訳し、之をして完本ならしめ得たる事は、實に因縁不可思議なると共に余の欣喜に堪えざる所である。茲に両教授の御厚意を深く謝すると共に、加藤清君の昼夜不斷の大なる努力に堪深の敬意を表する。

以上により、加藤清氏が寺本婉雅教授のもとでチベット語の研鑽を積まれた研究者であり、『施設論』全文和訳および『藥事毘奈耶』漢訳欠落部分の和訳は、いずれもほぼ同時期（1933—34年）、大谷大学研究科生時代に成し遂げられたものであることが明らかになった。この二つの業績のみをもってしても、加藤清氏の名は改めて我が国の研究史に記憶されるべきであろう。

筆者はさっそく親しい先学の方々にこの発見を伝え、あわせて『施設論』の入力に取りかかった。しかしあくまでも草稿であるために作業の基本方針が定まらず、とくに和訳の入力ははからなかった。たとえば『施設論』には定型句の繰り返しが非常に多いが、故人はその度に微妙に訳し方を変えている。おそらく様々な訳文を試みつつ、最終的に統一するつもりであったのだろう。また二種類の試訳が並列して書き込まれていて、いずれを採ればよいか即座に決めかねる部分もあった。主として『翻訳名義集』に基づく還元サンスクリットが和訳本文の上に平行して書き込まれており、それをどの程度まで本文に入れるかの判断にも迷った。さらに編者としては、その後の研究成果を踏まえた新たな注記を作成したうえで、できればチベット文と対照できるかたちで公開したい、と考えていた。

あれこれ逡巡しているうち数年が過ぎた。すると神戸女子大学の本庄良文氏が、昨年の日本印度学仏教学会における研究発表でこの遺稿に触れられ「今はその発表を鶴首して待つ」と、なにかと理由をつけて怠惰をきめこむ筆者を叱咤された（前出『印仏研』47-1号）。その言葉に促され、ここにともかくも遺稿の和訳の部分をそのまま順次に送り出すことに決めた次第である。

今回は「世間施設」全八冊のうちほぼ一冊半しか掲載することができなかつたが、これをもってまず遺稿のだいたいの様子を知っていただければと思う。残余は次号で公開する。また「因施設」「業施設」についても、同様の作業を進めてゆく予定である。チベット校訂文については、北京版デルゲ版とも

に利用しやすい現状を鑑みて、和訳全文公表後の課題としたい。

厳密を期するよりも拙速をおそれないこのようなやり方は、あるいは故人の遺志に反するものかも知れない。しかし当座はチベット文『施設論』全文の日本語訳ができるだけ早期に提供することだけを目指す。諸賢のご寛恕を請う次第である。

以下、本稿整理にあたってのおおむねの方針を記しておく。

\* カタカナ、旧漢字の原文をひらがな、新漢字に改めた。

\* 翻訳底本『北京版西藏大藏經』[Peking. No.5588] の当該箇所のみ各段落の冒頭に示した。

\* 基本的には遺稿ノートの訳文に手を加えていない。明らかな誤訳や脱落についてはその限りではなく、また先に触れた定型句の繰り返しにあたってはできるだけ訳文も統一されるよう修正したが、いずれも些末なものであり、いちいち注記はしなかった。

\* 遺稿ノートには平行資料の参照箇所が全文引用してあるが、本稿では漢訳対応文献のみ、各節の見出しの後に (cf.) として『大正新脩大藏經』の出典箇所を示すにとどめた。編者による新たな注は原則的に加えられていない。若干の例外は「編者補注」として一段下げて示した。

\* ( ) 内のサンスクリットは、和訳本文の上に書き込まれたものの中から任意に取り入れた。

\* 数量単位、固有名詞を中心として、一般的に知られた訳語に換えたものもある。例 須弥廬→須弥山 (Sumeru)、非下〔天〕→色究竟〔天〕 (Akaniṣṭha)、劫波→劫 (kalpa)

\* 各章以下の節分けは遺稿ノートでは十分になされていないため、編者が改めて行った。御覧いただければ判るように、テクストは各章

加藤清遺稿 藏文和譯『世間施設』(1)

の冒頭で内容の見出しを十項目からなる摂頌にまとめている。これに準じて各章とも十節に分けるよう心がけたが、内容的に不適切に思われた場合には、必ずしもそれにしてはわなかった。目次および科段分けの不備は編者の責である。

なおつい先日、加藤氏の御遺族が名古屋市内に健在であることがようやく確認できた。加藤氏の詳しい経歴、その遺稿が同朋学園図書館に所蔵された経緯については、御遺族から直接話を伺ったうえで、改めて紹介したい。本文中に御尊名を挙げさせていただいた諸先生、大谷大学同窓会への照会の勞を煩わせた箕浦暁雄氏、および貴重な情報・助言をお寄せくださった方々に感謝します。また加藤清氏について何か御存じの方は、ぜひ同朋大学仏教文化学科研究室まで、もしくはEメール(fukuda@doho.ac.jp)で御連絡下さい。

(1999年2月)

## 藏文和譯『世間施設』(1)

加 藤 清

### 目 次

#### 第1卷

##### 第1章

- 1-1. 諸千世界／1-2. 二千大山／1-3. 二千内外海／1-4. 千三悪趣／1-5. 千四大州／  
1-6. 千四大樹／1-7. 四千龍／1-8. 四千金翅鳥／1-9. 四千大王／1-10. 五千趣／  
1-11. 二千大会処

##### 第2章

- 2-1. 三欲生処／2-2. 三安穩生処／2-3. 七大金山／2-4. 七海／2-5. 八地獄／2-6. 九  
有情居／2-7. 十不善業道

##### 第3章

- 3-1. 金翅鳥／3-2. 十善業道／3-3. 享受（諸処の中、最勝なるもの）／3-4. 飢餓／  
3-5. 飲食／3-6. 甘露／3-7. 泄物／3-8. 雨／3-9. 飢饉／3-10. 安穩

##### 第4章

- 4-1. 交易／4-2. 色／4-3. 住処／4-4. 坐具・衣／4-5. 美服／4-6. 軽／4-7. 有情の身  
長／4-8. 衣服の長さ／4-9. 性の別異／4-10. 新婦を娶ること

#### 第2卷

##### 第5章

- 5-1. 極寒・極熱／5-2. 時候／5-3. 夜／5-4. 父母／5-5. 主と奴僕／5-6. 財と穀物／  
5-7. 現貪

一一一

##### 第6章

- 6-1. 月相／6-2. 交会／6-3. 精水／6-4. 寿の転変／6-5. 四大河／6-6. 阿修羅の巖石  
／6-7. 沙羅大王極堅固／6-8. 慢陀耆尼蓮池／6-9. 象王極堅固／6-10. 守護者

第1卷

[Peking. No.5588 Khu.1<sup>1</sup>] 印度語にて*Lokaprajñapti*、西藏語にて世間施設、

第一卷。世尊釈迦牟尼に敬礼したてまつる。

第1章

[1<sup>3</sup>] その中、諸千と内外海と三悪趣と州と樹、歓喜園と金翅鳥と大王と  
趣と所会処となり。

1-1. 諸千世界 (cf. 長阿含No.30 『世記經』闍浮提州品 [T. 1, 114b])

[2a<sup>1</sup>] 是の如く我は聞けり。一時、世尊は舍衛国の祇陀太子の林、給孤独  
の歓喜園に住し給ひき。

[2a<sup>2</sup>] その時、世尊は諸比丘に告げたまはく「比丘等よ、世界とは此等の  
三なり。此等とは云何。即ち小千世界、中千世界と三千大千世界とな  
り」

[2a<sup>6</sup>] 「小千世界とは云何。三千世界に諸日月の遍く周行して照らすが如  
く、千月と千日と千須弥山と、千東勝身州と千南瞻部州と千西牛貨州  
と千北俱盧州と、千四大王種と千三十三〔天〕と千夜摩〔天〕と千兜  
率〔天〕と千化樂〔天〕と、千他化自在〔天〕と千の梵界とあるなり。  
比丘等よ、是が小千世界と名けらるるなり」

[2b<sup>3</sup>] 「中千世界とは云何。小千世界の千が中千世界と謂はるるなり」

[2b<sup>4</sup>] 「三千大千世界とは云何。比丘等よ、中千世界の千が三千大千世界  
と謂はるるなり」

[2b<sup>5</sup>] 「比丘等よ、此の如きの諸三千大千世界の東方に於ては、無辺無際  
にして壞もしくは壞を持し、成もしくは成を持し、他を壞し、他壞を  
持し、他を成じて他成を持するなり。比丘等よ、此の如く、三千大千  
世界の南と西と北方に於ては無辺無際にして壞もしくは壞を持し、成

もしくは成を持し、他を壊し、他壊を持し、他を成じて他成を持するなり」

[2b<sup>7</sup>] 「比丘等よ、虚空より車轂程の雨を降し、諸続雨をよく降して間断なし。是の如く、比丘等よ、我は人にすぐれたる清浄の天眼を以て、東方に於ける此の如きの三千大千世界は無辺無際にして壊もしくは壊を持し、成もしくは成を持し、他を壊し、他壊を持し、他を成じて他成を持するなり。此の如く、南と西と北方に於ける此の如きの三千大千世界は無辺無際にして壊もしくは壊を持し、成もしくは成を持し、他を壊し、他壊を持し、他を成じて他成を持するを亦見るなり」と告げたまひて、世尊は宴默のために住房中に去りたまへり。

[3a<sup>8</sup>] その時に具寿大目乾連はその衆中に会合して住せり。時に具寿大目乾連は諸比丘に曰く「具寿等よ、世尊が善く教示とは是の如き車轂の譬喻を教示したまひしことは、善く不思議なり」

### 1-2. 二千大山

[3a<sup>9</sup>] その中、小千世界中には二千の大山あり、千の須弥山と千の鉄圍山となり。

### 1-3. 二千内外海

[3a<sup>10</sup>] 小千世界中には二千の大海あり、諸の千の大内海と千の大外海となり。

### 三 1-4. 千三悪趣

[3a<sup>11</sup>] 小千世界中には千の三悪趣あり、千の有情地獄と千の傍趣と千の餓鬼となり。

#### 1-5. 千四大州

[3a<sup>6</sup>] 小千世界中には千の四大州あり。諸の千の東勝身州と千の南瞻部州  
と千の西牛貨州と千の北俱盧州となり。

#### 1-6. 千四大樹

[3a<sup>7</sup>] 小千世界中には千の四大樹あり。諸の千の瞻部〔州の〕樹と海辺の  
千の刀葉樹と阿修羅の種族の千の灰色華(citrapāṭali)〔の樹〕と、三  
十三〔天〕の千の円生華(pārijāta)〔の樹〕となり。

#### 1-7. 四千龍

[3a<sup>8</sup>] 小千世界中には四千の龍種あり、諸の龍種、千の卵生と千の胎生と  
千の湿生と千の化生となり。

#### 1-8. 四千金翅鳥

[3b<sup>1</sup>] 小千世界中には四千の金翅鳥(迦樓羅)種あるなり。諸の金翅鳥種  
の千の卵生と千の胎生と千の湿生と千の化生となり。

#### 1-9. 四千大王

[3b<sup>3</sup>] 小千世界中には四千の大王有り。諸の千の護国〔天〕と千の增長  
〔天〕と千の広目〔天〕と千の毘沙門〔天〕となり。

#### 1-10. 五千趣

[3b<sup>3</sup>] 小千世界中には五千の趣あり。諸の千の有情地獄趣と千の傍趣と千  
の餓鬼と天と人趣となり。

### 1-11. 二千大会処

[3b<sup>4</sup>] 小千世界中には二千の大会処あり。いわゆる諸の善法と〔名けられたる〕千の天の会処と、善宝と名けられたる千の阿修羅の会処となり。

[3b<sup>5</sup>] 世間施設第一章なり。

## 第2章

[3b<sup>5</sup>] 異頃に〔曰く〕「生処と山と内外海と此の如く他の八地獄と九有情居を善説し、十業道は此の如きなり」

### 2-1. 三欲生処

[3b<sup>6</sup>] 小千世界中には三欲生処あり。

[3b<sup>7</sup>] 三とは云何。有情には欲の近住等あり。有情は諸の欲の近住に支配さるるなり。即ち諸の或人と天となり。是が欲の生処第一なり。

[3b<sup>6</sup>] 有情には欲の幻化等あり、有情は諸の欲の幻化に支配さるるなり。即ち諸の化楽天なり。是が欲の生処の第二なり。

[4a<sup>1</sup>] 有情には欲の他の幻化等あり、有情は諸欲の他の幻化に支配さるるなり。即ち諸々の他化自在天なり。是が欲の生処の第三なり。

### 2-2. 三安穏生処

[4a<sup>2</sup>] 小千世界に安穏生あり。

[4a<sup>2</sup>] 有情あり、已身に於て離より生ずる歓喜と安穏を聚めしめ、遍く聚めしめ、遍く満足せしめ、遍く満さしむること等を有つ。已身を離れて生ずる歓喜と安穏を聚めしめ、遍く聚めしめ、遍く満足せしめ、遍く満せしめて安樂住に住するなり。その有情はその安穏とその安穏処に長寿、長時、住するなり。即ち諸梵衆天なり。是が安穏生処の第一なり。

[4a<sup>5</sup>] 有情あり、已身に於て三昧より生ずる歡喜と安穩を聚めしめ、遍く聚めしめ、遍く満足せしめ、遍く満せしむること等を有つ。已身に於て三昧より生ずる歡喜と安穩を聚めしめ、遍く聚めしめ、遍く満足せしめ、遍く満せしめて安樂住に住するなり。その有情はその安穩とその安穩処に長寿、長時、住するなり。即ち諸光音天なり。是が安穩生処の第二なり。

[4a<sup>6</sup>] 已身に於て歡喜なき安穩を聚めしめ、遍く聚めしめ、遍く満足せしめ、遍く満せしむる有情は、已身に於て歡喜なき安穩を聚めしめ、遍く聚めしめ、遍く満足せしめ、遍く満せしめて安樂住に住するなり。その有情はその安穩とその安穩処に長寿、長時、住するなり。即ち諸極光淨天なり。是が安穩生処の第三なり。

### 2-3. 七大金山

[4b<sup>3</sup>] 小千世界中には七千の大金山あり。諸の千の山王、踰健達羅 (Yu-gamdhāra, 持雙) [山] と千の伊沙駄羅 (īSādhara, 持軸) [山] と、千の竭地洛迦 (Khadiraka, 檜林) [山] と、千の蘇達利舍那 (Sudarśana, 善見) [山] と、千の安濕縛羯擎 (Aśvakarṇa, 馬耳) [山] と千の尼民達羅 (Nimindhara, 目曲津、地持) [山] と、千の毘那怛迦 (Vinitaka, 障礙) [山] となり。

### 2-4. 七 海

[4b<sup>4</sup>] 小千世界中には、七千の大海あり。千の踰健達羅 [海] と千の伊沙駄羅 [海] と、千の竭地洛迦 [海] と、千の蘇達利舍那 [海] と、千の安濕縛羯擎 [海] と千の尼民達羅 [海] と、千の毘那怛迦 [海] となり。三八

2-5. 八地獄 (cf. 長阿含No.30『世記經』地獄品 [T.1, 121c])

[4b<sup>6</sup>] 小千世界中には八千の大有情地獄あり。大有情地獄は諸々の千の等活と千の黒縛と千の衆合と千の叫喚と千の大叫喚と千の炎熱と千の極熱と千の阿鼻地獄となり。

2-6. 九有情居

[4b<sup>7</sup>] 小千世界中には九千の有情の住処あり。

[4b<sup>7</sup>] 有色・異身にして異想の有情等あり、即ち諸人と或天となり。是が有情の住処第一なり。

[4b<sup>8</sup>] 有色・異身にして同一想の有情等あり、即ち第一梵衆天に生起せる者なり。是が有情の住処第二なり。

[5a<sup>1</sup>] 有色・同一身にして異想の有情等あり。即ち諸光音天なり。是が有情の住処の第三なり。

[5a<sup>2</sup>] 有色・一身・一想の有情等あり、即ち諸遍淨天なり。是が有情の住処の第四なり。

[5a<sup>3</sup>] 有色・無想にして想を遠離せる有情等あり。即ち諸無想天なり。是が有情住処の第五なり。

[5a<sup>4</sup>] 無色にして一切種に於る諸色想を如実に超え、諸障礙の想を消失して、一切の諸想を作意せずして「空は無辺なり」と思惟して、空無辺処を成就せしめて住する有情等あり、即ち空無辺処に生ぜし諸天なり。是が有情の住処の第六なり。

[5a<sup>6</sup>] 無色にして一切種に於る空無辺処を如実に超え「識は無辺なり」と思惟して識無辺処を成就して住する有情等あり、即ち識無辺処に生ぜし諸天なり。是が有情住処の第七なり。

[5a<sup>7</sup>] 無色にして一切種に於る識無辺処を如実に超え「何ものもなきなり」と思惟して、無所有処を成就して住する有情あり、即ち無所有処に生

ぜし諸天なり。是が有情の住処の第八なり。

[5b<sup>1</sup>] 無色にして一切種に於る無所有処を如実に超えて非想非非想処を成就して住する有情等あり、即ち非想非非想処に生ぜし諸天なり。是が有情住処の第九なり。

## 2-7. 十不善業道

(cf.『大毘婆沙論』卷三十五 [T.27, 182b] 同卷四十七 [T.27, 243a])

[5b<sup>2</sup>] 小千世界中には十不善業道等あり。殺生と不与取と両舌と邪婬と妄語と両舌と粗語と綺語と貪と瞋と邪見となり。

[5b<sup>4</sup>] 殺生を幾度となく普く勤修し、幾度もなせば、大阿鼻地獄に生ずるなり。それより大なること少なく、且つそれより大なることをなせば極熱〔地獄〕に〔生ずる〕なり。それより大なること少なく、且つそれより大なることをなせば炎熱〔地獄〕に生ずるなり。それより大なること少なく、かつそれより大なることをなせば、大叫〔地獄〕に〔生ずる〕なり。それより大なること少なく、且つそれより大なることをなせば、叫喚〔地獄〕に〔生ずる〕なり。それより大なること少なく、且つそれより大なることをなせば、衆合〔地獄〕に〔生ずる〕なり。それより大なること少なく、且つそれより大なることをなせば、大等活〔地獄〕に生ずるなり。

[5b<sup>8</sup>] 不与取を幾度となく普く嚴修し、幾度もなし、両舌と粗語と綺語と貪と瞋と邪見とを幾度となく普く勤修し、幾度となくなせば、大阿鼻地獄に生ずるなり。それより大なること少く、且つそれより大なることをなせば極熱〔地獄〕に、それより大なること少く、且つそれより大なることをなせば炎熱〔地獄〕に、それより大なること少く、且つそれより大なることをなせば大叫喚〔地獄〕に、それより大なること少く、且つそれより大なることをなせば叫喚〔地獄〕に、それより大

なること少く、且つそれより大なることをなせば衆合〔地獄〕に、それより大なること少く、且つそれより大なること大なることをなせば黒縄〔地獄〕に、それより大なること少く、且つそれより大なることをなせば大等活〔地獄〕に生ずるなり。

[6a<sup>5</sup>] 世間施設第二章なり。

### 第3章

[6a<sup>5</sup>] 異頌に〔曰はく〕「金翅鳥と十〔善〕業道と享受と飢餓と食と甘露と泄物と雨と飢饉と安穩との十種なり」

#### 3-1. 金 翅 鳥 (cf. 長阿含No.30『世記經』龍鳥品 [T. 1, 127a])

[6a<sup>6</sup>] 小千世界中には、四千の龍種が大海中に住し、四千の金翅鳥は高き鉄刺樹に住す。〔即ち〕諸千の卵生と千の胎生と千の湿生と千の化生となり。

[6a<sup>7</sup>] 卵生の金翅鳥は食物のために卵生の龍を取る、胎生にあらず、湿生にあらず、化生にあらず。そは云何と云へば、若しそれを取らんとするには、金翅鳥にして自在なるがためなり。

[6a<sup>8</sup>] 胎生の金翅鳥は食物のために卵生と胎生の龍を取る、湿生にあらず、化生にあらず。そは云何が故と云へば、若しそれを取らんとするには、金翅鳥にして自在なるがためなり。

[6b<sup>2</sup>] 湿生の金翅鳥は食物のために卵生と胎生と湿生の龍とを取る、化生にあらず。そは云何の故と云へば、若しそれを取らんとするには、金翅鳥にして自在なるがためなり。

[6b<sup>3</sup>] 化生の金翅鳥は食物のために卵生と胎生と湿生と化生の龍とを取るなり。

[6b<sup>4</sup>] 龍中、幸福に住し、他を持する大龍等あり。それ等はまた云何と云

へば、即ち諸々の難陀 (Nanda)・優波難陀 (Upananda) の二龍王と  
広勝龍王\*と牟技隣陀 (Mucilinda) 龍王と見威 (Manasvī) 龍王、提  
頭頬叱 (Dhṛtarāṣṭra) 龍王と大黒 (Mahākālaka) 龍王と耶刺答 (E-  
rapatru) 龍王となり、此等の他、更に幸福に住し、地を執り、金翅  
鳥等によりて駆逐され得ない大龍は、天と阿修羅の戦闘を享樂し、別々  
に享樂し、知り、能く知り、普くよく知るなり。應に真に大威力の龍  
等ありて、最後まで守りて水中に住するなり。此等は阿修羅等と鬪ふ  
を以て、此等は帝釈にとって軍隊なり。力はまた大にして毒大なる  
龍あり。非常に暴惡にしてあらゆる敵を持ち、諸阿修羅と伴に鬪うを  
以て此等は帝釈にとって軍隊なりとまた云はるるなり。

\* 編者補注：広勝 (rtas rgyal) 龍王の梵名は不明。称友の俱舍論釈に引か  
れる平行句の対応箇所には Aśvatārī 龍王の名が見える [Wogihara ed.  
p.332<sup>29</sup>]。

[6b<sup>8</sup>] 中間の偈に〔曰はく〕「難陀、優波難陀、広勝と、牟技隣陀と見威  
と、提頭頬叱と大黒、耶刺答が最後なり」

### 3-2. 十善業道

[7a<sup>1</sup>] 小千世界中には十善業道あり、離殺生と離不与取と〔離〕婬欲と  
〔離〕妄語と〔離〕両舌と〔離〕粗語と〔離〕綺語と無貪と無瞋と正  
見となり。

[7a<sup>3</sup>] 不殺生を幾度となく普く勤修し、幾度もなせば、他化自在の諸天と  
同分中に生ずるなり。それより大なること少なく、且つそれより大な  
ることをなせば諸化楽〔天〕に、それより大なること少なく、且つそ  
れより大なることをなせば諸兜率〔天〕に、それより大なること少な  
く、且つそれより大なることをなせば諸夜摩〔天〕に、それより大な  
ること少なく、且つそれより大なることをなせば諸三十三〔天〕に、

それより大なること少なく、且つそれより大なることをなせば諸四大王〔天〕に、それより大なること少なく、且つそれより大なることをなせば諸人と同分中に生ずるなり。

[7a<sup>6</sup>] 〔離〕不与取と〔離〕姪欲と〔離〕妄語と〔離〕両舌と〔離〕粗語と〔離〕綺語と無貪と無瞋と正見とを幾度となく普く勤修し、幾度もなせば、他化自在の諸天と同分中に生ずるなり。それより大なること少なく、且つそれより大なることをなせば諸化楽〔天〕に、それより大なること少なく、且つそれより大なることをなせば諸兜率〔天〕に、それより大なること少なく、且つそれより大なることをなせば諸夜摩〔天〕に、それより大なること少なく、且つそれより大なることをなせば諸三十三〔天〕に、それより大なること少なく、且つそれより大なることをなせば諸四大王〔天〕に、それより大なること少なく、且つそれより大なることをなせば諸人と同分中に生ずるなり。然りと雖も、諸人と同分に生まれて更に殺生を断ずれば長寿となり、不与取を断ずれば大受用を得べし。姪欲を断ずれば妻の拮抗なくなり、妄語を断ずれば多く誹謗を受けず。両舌を断ずれば朋友と分離せず、粗語を断ずれば不満の声を聽かず、綺語を断ずれば批評を聽かず、貪無ければ大貪欲にならず、瞋なければ大瞋恚せず、正見なれば大痴にならずなり。

### 3-3. 享　　受（諸処の中、最勝なるもの）

〔7b<sup>5</sup>] 地獄を享受する諸業中、その業の異熟によりて大阿鼻地獄の劫の寿量を取るものが最勝なり。

〔7b<sup>6</sup>] 畜生を享くる諸業中、その業の異熟によりて守地子(Airāvāṇa)は守地子そのものを、極堅固(Supratiṣṭhita)は極堅固そのものを獲るものが最勝なり。

[7b<sup>6</sup>] 餓鬼の生処に生るる諸業中、その業の異熟によりて閻魔王の獄世間の諸有情の王位の支配をなすものが最勝なり。

[7b<sup>7</sup>] 人の生処を享くる諸業中、その業の異熟によりて曼駄多 (Mānd-hāta) は曼駄多そのものを獲るものが最勝なり。

[7b<sup>8</sup>] 四大王種を享くる諸業中、その業の異熟によりて諸四大王の王位の支配をなすものが最勝なり。

[8a<sup>1</sup>] 三十三〔天〕を享くる諸業中、その業の異熟によりて帝釈は帝釈そのものを獲るものが最勝なり。

[8a<sup>2</sup>] 夜摩〔天〕を享くる諸業中、その業の異熟によりて極夜摩 (Suyā-ma) は極夜摩そのものを獲るものが最勝なり。

[8a<sup>3</sup>] 兜率〔天〕を享くる諸業中、その業の異熟によりて全具喜 (Samtusita) は全具喜そのものを獲るものが最勝なり。

[8a<sup>3</sup>] 化楽〔天〕を享くる諸業中、その業の異熟によりて、極化 (Sunirmita) は極化そのものを獲るものが最勝なり。

[8a<sup>4</sup>] 他化自在〔天〕を享くる諸業中、その業の異熟によりて自在 (Vasabatti) は自在そのものを獲るものが最勝なり。

### 3-4. 飢 餓

[8a<sup>5</sup>] 応に贍部州の諸人には飢渴ある如く、諸東勝身〔州〕と西牛貨〔州〕と北俱盧〔州〕と、諸四大王天と諸三十三〔天〕と諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化楽〔天〕と諸他化自在〔天〕とに於ても亦あり。その上方に於ては飢渴なし。

一一一

### 3-5. 飲 食

[8a<sup>7</sup>] 応に贍部州の諸人には口食、即ち諸の大糲飯と喫食と麵と肉と骨あるが如く、諸東勝身〔州〕と西牛貨〔州〕とに於ても亦あり。北俱盧

〔州〕の諸人は非耕種の苗 (akṛṣṭopta-śalī-sasya) を食べるなり。四大王種の諸天は尋香の食と甘露の食を食するなり。四大王諸天の如く、諸三十三〔天〕と諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化楽〔天〕と他化自在の諸天もまた是の如し。その上方に於ては段食なし。

### 3-6. 甘 露

[8b<sup>2</sup>] 四大王諸天の甘露は四種なり、青と黃と赤と白となり。四大王諸天と同じく、諸三十三〔天〕と諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化楽〔天〕と〔諸〕他化自在〔天〕とに於ても是の如し。諸梵衆〔天〕に於てはなし。その上部に於ても亦なし。

### 3-7. 泄 物

[8b<sup>4</sup>] 応に贍部州の諸人には糞と尿とある如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕と諸北俱盧〔州〕に於いても亦あり。四大王天、諸天に於てはなし。その上部に於ても亦なし。

### 3-8. 雨

[8b<sup>5</sup>] 応に贍部州の諸人には降雨に巧妙なるものと降雨に巧妙ならざるものがあるが如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕とに於いても亦あるなり。諸北俱盧〔州〕と四大王天、諸天に於てはなし。その上部に於ても亦なし。

### 三 3-9. 飢 餓

[8b<sup>7</sup>] 応に贍部州の諸人には豊年と飢餓あるが如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕とに於いても亦あるなり。諸北俱盧〔州〕と四大王の諸天に於てはなし。その上部に於ても亦なし。

### 3-10. 安 穏

[8b<sup>8</sup>] 應に瞻部州の諸人に恐怖と安穩あるが如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕とに於てもあり。北俱盧〔州〕の諸人に於てはなし。四大王の諸天と諸三十三〔天〕と諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化樂〔天〕と〔諸〕他化自在〔天〕とに於てはあり。諸梵衆〔天〕に於てはなし。その上部に於ても亦なし。

[9a<sup>3</sup>] 世間施設第三章なり

## 第4章

[9a<sup>3</sup>] 頌に於て「交易と色と住処と坐具と美服と軽と極塵と裸と異と新婦を娶ることとなり」

### 4-1. 交 易

[9a<sup>3</sup>] 應に瞻部州に於て、諸人に家畜もしくは穀物もしくは金もしくは銀の交易あるが如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕とに於ても亦あり。北俱盧〔州〕の諸人と四大王の諸天と諸三十三〔天〕と諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化樂〔天〕と〔諸〕他化自在〔天〕とに於てはあり。諸梵衆〔天〕に於てはなし。その上部に於ても亦なし。

[9a<sup>5</sup>] 瞻部州の諸人は家畜と穀物とを以て交易をなす。諸東勝身〔州〕は諸々の毘 (karpāsa) と兜羅綿布 (tūla-paṭikā) とを以て、諸西牛貨〔州〕は諸牡牛と宝珠とを以て〔交易をなす〕なりと云はるるなり。

### 4-2. 色

[9a<sup>6</sup>] 應に瞻部州の諸人の膚色に黒と白と緑青と褐色との四種あるが如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕とに於ても亦あり。北俱盧〔州〕の諸人は一膚色にして白〔色〕なり。

[9a<sup>7</sup>] 四大王の諸天の色は四種なり。青と黃と白と赤となり。四大王〔天〕の如く、諸三十三〔天〕と諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化樂〔天〕と〔諸〕他化自在〔天〕もまた此の如し。

[9b<sup>1</sup>] 諸梵衆〔天〕は一色にして白色なり。諸梵衆〔天〕の如く、諸梵輔〔天〕と諸大梵〔天〕と諸少光〔天〕と諸無量光〔天〕と諸極光淨〔天〕と諸少淨〔天〕と諸無量淨〔天〕と諸遍淨〔天〕と諸無雲〔天〕と諸福生〔天〕と諸廣果〔天〕と諸無煩〔天〕と諸無熱〔天〕と諸善現〔天〕と諸善見〔天〕と色究竟〔天〕の諸天も此の如し。

[9b<sup>4</sup>] 空無辺処〔天〕と識無辺処〔天〕と無所有処〔天〕と非想非非想処〔天〕に於ては膚色なし。

#### 4-3. 住 処

[9b<sup>5</sup>] 應に贍部州の諸人の、房のために作るものと故意に作らざるものと、淨房と住房とある如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕に於ても亦あるなり。北俱盧〔州〕の諸人の房は故意に作るにあらざる住房なり。

[9b<sup>6</sup>] 諸四大王の無量の房は故意に作ると故意に作らざるものとあり。四大王の諸天の世間の如く、諸三十三〔天〕と諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化樂〔天〕と〔諸〕他化自在〔天〕もまた此の如し。

[9b<sup>8</sup>] 諸梵衆〔天〕の無量の房は故意に作るにあらず。諸梵衆〔天〕の如く、諸梵輔〔天〕と諸大梵〔天〕と諸少光〔天〕と諸無量光〔天〕と諸極光淨〔天〕と諸少淨〔天〕と諸無量淨〔天〕と諸遍淨〔天〕と諸無雲〔天〕と諸福生〔天〕と諸廣果〔天〕と諸無煩〔天〕と諸無熱〔天〕と諸善現〔天〕と諸善見〔天〕と色究竟〔天〕の無量の房もまた故意に作るにあらず。

[10a<sup>3</sup>] 諸無色のものに於ては住房はなし。

#### 4-4. 坐具・衣

[10a<sup>3</sup>] 応に贍部州の諸人には、坐具と衣、即ち毛衣 (aurṇaka-vāsas) と沙納衣 (śāmaka-v°) と麻衣 (bhāṅguka-v°) と亜麻衣 (kṣaumaka-v°) と布衣 (karpāsaka-v°) と高い世耶衣 (kauśeyaka-v°) と戈丹布 (koṭambaka-v°) と都古布衣 (dankulaka-v°) と阿般蘭得迦衣 (aparāntaka-v°) と布 (śātaka) と兜羅綿布 (tūlapaṭikā) 衣とあるが如く、諸東勝身 [州] と諸西牛貨 [州] に於ても亦あり。北俱盧 [州] の諸人は如意樹より生じたる衣を着るなり。

[10a<sup>5</sup>] 応に北俱盧 [州] の諸人は如意樹より生じたる衣を着たるが如く、諸四大王天と諸三十三 [天] と諸夜摩 [天] と諸兜率 [天] と諸化樂 [天] と〔諸〕他化自在 [天] もまた此の如し。

[10a<sup>7</sup>] 梵衆の諸天は衣を着て生るるなり。応に梵衆の諸天の如く、諸梵輔 [天] と諸大梵 [天] と諸少光 [天] と諸無量光 [天] と諸極光淨 [天] と諸少淨 [天] と諸無量淨 [天] と諸遍淨 [天] と諸無雲 [天] と諸福生 [天] と諸廣果 [天] と諸無煩 [天] と諸無熱 [天] と諸善現 [天] と諸善見 [天] と色究竟 [天] もまた衣を着て生るるなり。

#### 4-5. 美 服

[10b<sup>2</sup>] 北俱盧州の諸人の如意樹より生じたる衣の、樹は四種なり。青と黄と赤と白となり。美服は四種なり。青と黄と赤と白となり。如意樹より生じたる衣もまた四種なり。青と黄と赤と白となり。如意樹生の衣は、欲するがままに、男子もしくは婦人等、意図するや否や、そこに樹枝を垂らしむるなり。

[10b<sup>4</sup>] 四大王の諸天の如意樹生衣の諸樹もまた四種なり。青と黄と赤と白となり。美服もまた四種なり。青と黄と赤と白となり。如意樹生衣もまた四種なり。青と黄と赤と白となり。如意樹生衣は、欲するがま

に、天子もしくは天女等、意図するや否や、樹木を垂らしめて、その掌中に来たらしむるなり。

[10b<sup>7</sup>] 応に諸四大王の〔如意樹生衣の〕如く、諸諸三十三〔天〕と諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化楽〔天〕と〔諸〕他化自在〔天〕の〔如意樹生衣〕もまた此の如し。梵衆の諸天は如意樹生衣なし。その上部に於ても亦なし。

#### 4-6. 軽 (cf.『大毘婆沙論』卷百二十七 [T.27, 665b])

[11a<sup>1</sup>] 応に贍部州の諸人には、坐具と重衣と軽衣とあるが如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕に於ても亦あり。諸北俱盧〔州〕の如意樹生衣は一パラ (pala) なり。四大王の諸天のは半パラなり。三十三諸天のは一パラの四分の一なり。諸夜摩〔天〕のは一パラの八分の一なり。諸兜率〔天〕のは一パラの十六分の一なり。諸化楽〔天〕の〔は〕一パラの三十二分の一なり。諸他化自在〔天〕の如意宝樹生衣は一パラの六十四分の一よりも〔少〕なし。梵衆の諸天のは重量なき衣なり。応に梵衆の諸天の如く、諸梵輔〔天〕と諸大梵〔天〕と諸少光〔天〕と諸無量光〔天〕と諸極光淨〔天〕と諸少淨〔天〕と諸無量淨〔天〕と諸遍淨〔天〕と諸無雲〔天〕と諸福生〔天〕と諸廣果〔天〕と諸無煩〔天〕と諸無熱〔天〕と諸善現〔天〕と諸善見〔天〕と色究竟〔天〕のもまた重量なき衣なり。

#### 4-7. 有情の身長

二 七 [11a<sup>7</sup>] 日光塵の四十九分の一は極微なり。七極微は一微塵量なり。七微塵なれば一日光塵なり。七日光塵なれば一兎毛塵なり。七兎毛塵なれば一羊毛塵なり。七羊毛塵なれば一牛毛塵なり。七牛毛塵なれば一蟻なり。[七蟻なれば一虱なり、七虱なれば一麦なり]\* 七麦が一指節なり。

二十四指節が一肘なり。

\*編者補注：〔 〕内は遺稿に欠く。仮に補ったが、チベット文は slo ma bdun la ni a ba ga na gcig go/a ba ga na gcig la (read bdun la as sDe dge ed.) gcig la ni ba ti ka gcig go/ba ti ka bdun la ni nas hblu gcig go/ とあり、そのまま訳せば「七蟻なれば一 a ba ga na なり。七 a ba ga na なれば一 ba ti ka なり。七 ba ti ka なれば一麦なり」となる。次の 4-8 にも同文が繰り返される。乞御教示。

[11b<sup>2</sup>] 膽部州の諸人の或る者は、此の如く数ふる肘の三倍半なり。或る者は四肘なり。諸東勝身〔州〕は八肘なり。諸西牛貨〔州〕は十六肘なり。諸北俱盧〔州〕の諸人は三十二肘なり。四大王の諸天の身を獲ること一俱盧舎の四分の一なり。諸三十三〔天〕のは半俱盧舎なり。諸夜摩〔天〕のは一俱盧舎の四分の三なり。諸兜率〔天〕のは一俱盧舎なり。諸化楽〔天〕のは一俱盧舎と一俱盧舎の四分の一なり。諸他化自在〔天〕のは一俱盧舎半なり。諸梵衆〔天〕のは半踰縫那なり。諸梵輔〔天〕のは一踰縫那なり。諸大梵〔天〕のは一踰縫那半なり。諸少光〔天〕のは二踰縫那なり。諸無量光〔天〕のは四踰縫那なり。諸極光淨〔天〕のは八踰縫那なり。諸少淨〔天〕のは十六踰縫那なり。諸無量淨〔天〕のは三十二踰縫那なり。諸遍淨〔天〕のは六十四踰縫那なり。諸無雲〔天〕のは百二十五踰縫那なり。諸福生〔天〕のは二百五十踰縫那なり。広果の諸天のは五百踰縫那なり。無想〔天〕の諸有情のは亦それと同じなり。

[12a<sup>1</sup>] 諸無煩〔天〕の身を得るは八千踰縫那なり。諸無熱〔天〕のは二千踰縫那なり。諸善現〔天〕のは四千踰縫那なり。諸善見〔天〕のは八千踰縫那なり。色究竟の諸天の身を得るのは一万六千踰縫那なり。諸無色〔界〕に於ては聚られたる身なし。

#### 4-8. 衣服の長さ

[12a<sup>3</sup>] 日光塵の四十九分の一は極微なり。七極微は一微塵量なり。七微塵なれば一日光塵なり。七日光塵なれば一兎毛塵なり。七兎毛塵なれば一羊毛塵なり。七羊毛塵なれば一牛毛塵なり。七牛毛塵なれば一蟻なり。七蟻なれば一 a ba ga na なり。七 a ba ga na なれば一 ba ti ka なり。七 ba ti ka なれば一麦なり（前頁補注参照）。七麦が一指節なり。二十四指節が一肘なり。

[12a<sup>5</sup>] 膽部州の諸人の或る者の衣は、此の如く数ふる肘の八肘を着るなり。或る者は十肘なり。諸東勝身〔州〕のは二十肘なり。諸西牛貨〔州〕のは四十肘なり。諸北俱盧〔州〕のは如意宝樹生衣の八十肘を着るなり。四大王の諸天はまた身にふさわしき衣を着るなり。応に四大王諸天の如く、諸三十三〔天〕と諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化楽〔天〕と諸他化自在〔天〕と諸梵衆〔天〕と諸梵輔〔天〕と諸大梵〔天〕と諸少光〔天〕と諸無量光〔天〕と諸極光淨〔天〕と諸少淨〔天〕と諸無量淨〔天〕と諸遍淨〔天〕と諸無雲〔天〕と諸福生〔天〕と諸廣果天と諸無煩天と、諸無熱〔天〕と諸善現〔天〕と諸善見〔天〕と色究竟の諸天のもまた此の如し。諸有情のは亦それと同じなり。

#### 4-9. 性の別異

[12b<sup>3</sup>] 応に胆部州の諸人は異根あり。或る者に於ては女根、或る者に於ては男根ある如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕と諸北俱盧〔州〕と、四大王の諸天と三十三の諸天と、諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化楽〔天〕と諸他化自在〔天〕とに於ても亦あり。

二  
五

[12b<sup>5</sup>] 梵衆の諸〔天〕に於ては女根もなし、また男根もなし。応に諸梵衆〔天〕の如く、諸梵輔〔天〕と諸大梵〔天〕と諸少光〔天〕と諸無量光〔天〕と諸極光淨〔天〕と諸少淨〔天〕と諸無量淨〔天〕と諸遍淨

〔天〕と諸無雲〔天〕と諸福生〔天〕と諸広果天と諸無煩天と諸無熱  
〔天〕と諸善現〔天〕と諸善見〔天〕と色究竟の諸天もまた此の如し。

#### 4-10. 新婦を娶ること

[12b<sup>8</sup>] 応に瞻部州の諸人、新婦を與へ新婦を娶ることある如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕に於ても亦あり。北俱盧〔州〕の諸人に於てはなし。四大王の諸天と諸三十三天と諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化樂〔天〕と諸他化自在〔天〕とに於ても亦あり。

[13a<sup>2</sup>] 梵衆の諸天に於ては新婦を與へることもなし、又娶ることもなし。応に梵衆の諸天に於るが如く、諸梵輔〔天〕と諸大梵〔天〕と諸少光〔天〕と諸無量光〔天〕と諸極光淨〔天〕と諸少淨〔天〕と諸無量淨〔天〕と諸遍淨〔天〕と諸無雲〔天〕と諸福生〔天〕と諸広果天と諸無煩天と諸無熱〔天〕と諸善現〔天〕と諸善見〔天〕と色究竟の諸天もまた此の如し。

[13a<sup>5</sup>] 世間施設第四章なり。

#### 第2卷

[13a<sup>5</sup>] 世間施設第二卷。

#### 第5章

[13a<sup>6</sup>] 頌に於て「寒と熱と候（時）と夜と、父母と主と奴僕と財と穀物と現貪との十種の説示あり」

#### 5-1. 極寒・極熱

[13a<sup>6</sup>] 応に瞻部州の諸人には極寒と極熱とがある如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕に於ても亦あり。諸北俱盧〔州〕に於てはなし。四大

王の諸天に於ても亦なし。その上部に於ても亦なし。

### 5-2. 時 候

[13a<sup>8</sup>] 応に贍部州の諸人には時候即ち冬と春と夏ある如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕と諸北俱盧〔州〕と四大王の諸天と諸三十三〔天〕と諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化楽〔天〕と他化自在の諸天とに於ても亦あり。

[13b<sup>9</sup>] 梵衆の諸天に於ては時候なし。応に梵衆の諸天に於るが如く、諸梵輔〔天〕と諸大梵〔天〕と諸少光〔天〕と諸無量光〔天〕と諸極光淨〔天〕と諸少淨〔天〕と諸無量淨〔天〕と諸遍淨〔天〕と諸無雲〔天〕と諸福生〔天〕と諸廣果天と諸無煩天と諸無熱〔天〕と諸善現〔天〕と諸善見〔天〕と色究竟の諸天に於てもまた此の如し。

### 5-3. 夜

[13b<sup>5</sup>] 応に贍部州の諸人には夜と昼ある如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕と諸北俱盧〔州〕と四大王の諸天と諸三十三〔天〕と諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化楽〔天〕と他化自在の諸天とに於ても亦あり。

[13b<sup>7</sup>] 梵衆の諸天に於ては夜もなく又昼もなし。諸梵衆〔天〕の如く、諸梵輔〔天〕と諸大梵〔天〕と諸少光〔天〕と諸無量光〔天〕と諸極光淨〔天〕と諸少淨〔天〕と諸無量淨〔天〕と諸遍淨〔天〕と諸無雲〔天〕と諸福生〔天〕と諸廣果天と諸無煩天と諸無熱〔天〕と諸善現〔天〕と諸善見〔天〕と色究竟の諸天に於てもまた此の如し。

### 5-4. 父 母

[14a<sup>2</sup>] 応に贍部州の諸人には父と母あるが如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛

貨〔州〕と諸北俱盧〔州〕と四大王の諸天と諸三十三〔天〕と諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化楽〔天〕と他化自在の諸天とに於ても亦あり。

[14a<sup>4</sup>] 梵衆の諸天に於ては母も父もなし。梵衆の諸天の如く、諸梵輔〔天〕と諸大梵〔天〕と諸少光〔天〕と諸無量光〔天〕と諸極光淨〔天〕と諸少淨〔天〕と諸無量淨〔天〕と諸遍淨〔天〕と諸無雲〔天〕と諸福生〔天〕と諸広果天と諸無煩天と諸無熱〔天〕と諸善現〔天〕と諸善見〔天〕と色究竟の諸天に於てもまた此の如し。

## 5-5. 主と奴僕

[14a<sup>7</sup>] 応に瞻部州の諸人には主と奴僕あるが如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕に於てもあり。諸北俱盧〔州〕に於ても主と奴僕あり。四大王の諸天に於ても主と奴僕あり。応に四大王の諸天の如く、諸三十三〔天〕と諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化楽〔天〕と諸他化自在〔天〕に於ても亦此の如し。

[14b<sup>1</sup>] 梵衆の諸天には主もなく又奴僕もなし。応に諸梵衆に於るが如く、諸梵輔〔天〕と諸大梵〔天〕と諸少光〔天〕と諸無量光〔天〕と諸極光淨〔天〕と諸少淨〔天〕と諸無量淨〔天〕と諸遍淨〔天〕と諸無雲〔天〕と諸福生〔天〕と諸広果天と諸無煩天と諸無熱〔天〕と諸善現〔天〕と諸善見〔天〕と色究竟の諸天に於てもまた此の如し。

## 5-6. 財と穀物

[14b<sup>4</sup>] 応に瞻部州の諸人には財と穀物あるが如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕に於ても亦あり。北俱盧〔州〕の諸人には穀物ありも財なし。四大王の諸天に於ては財あるも穀物なし。応に四大王の諸天の如く、諸三十三〔天〕と諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化楽〔天〕と

諸他化自在〔天〕に於ても亦此の如し。

[14b<sup>6</sup>] 梵衆の諸天に於ては財もなく又穀物もなし。梵衆の〔諸〕天の如く、諸梵輔〔天〕と諸大梵〔天〕と諸少光〔天〕と諸無量光〔天〕と諸極光淨〔天〕と諸少淨〔天〕と諸無量淨〔天〕と諸遍淨〔天〕と諸無雲〔天〕と諸福生〔天〕と諸廣果天と諸無煩天と諸無熱〔天〕と諸善現〔天〕と諸善見〔天〕と色究竟の諸天に於てもまた此の如し。

### 5-7. 現 貪

[15a<sup>1</sup>] 応に瞻部州の諸人に於ては、夫もしくは婦もしくは男子もしくは女子もしくは主もしくは奴僕もしくは財もしくは穀物に執着(abhini-veśa, 現貪欲)することあるが如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕に於ても亦あり。北俱盧〔州〕の諸人に於ては何に執着することもなし。四大王の諸天に於ては穀物を除ける諸物に執着することあり。應に四大王の諸天の如く、諸三十三〔天〕と諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化樂〔天〕と諸他化自在〔天〕に於ても亦此の如し。

[15a<sup>4</sup>] 梵衆の諸天に於ては執着することなし。應に梵衆〔天〕の如く、諸梵輔〔天〕と諸大梵〔天〕と諸少光〔天〕と諸無量光〔天〕と諸極光淨〔天〕と諸少淨〔天〕と諸無量淨〔天〕と諸遍淨〔天〕と諸無雲〔天〕と諸福生〔天〕と諸廣果天と諸無煩天と諸無熱〔天〕と諸善現〔天〕と諸善見〔天〕と色究竟の諸天もまた此の如し。

[15a<sup>7</sup>] 世間施設第五章なり。

## 二 第6章

[15a<sup>7</sup>] 頌に〔曰はく〕「月相と交會と精水と壽の転変と河川と巖と沙羅と池と象と守護者、転輪聖王の道なり」

6-1. 月 相 (cf.『大毘婆沙論』卷七十 [T.27, 365b])

[15a<sup>5</sup>] 応に瞻部州の諸人の中、婦人は月相を持し、妊娠し子を産むことあるが如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕と諸北俱盧〔州〕に於ても亦あり。四大王の諸天の〔子〕は、瞻部州の童子もしくは童女の五歳に達したる程の如きものなり。天子もしくは天女は、肩もしくは膝に於て有情を幻化して産むなり。そこに於て天もしくは天女等はかく思惟す「是は我が子もしくは子女なり」と。それらの童子と童女とはかく思惟す「是は我等の母もしくは父なり」と。諸三十三〔天〕のは六歳に達せる程の如きものなり。諸夜摩〔天〕の〔子〕は七歳に達せる程の如きものなり。諸兜率〔天〕のは八歳に達せる程の如きものなり。諸化楽〔天〕のは九歳に達せる程の如きものなり。諸他化自在〔天〕のは瞻部州の諸人の童子と童女との十歳に達せる程の如く、天もしくは天女は、肩もしくは膝に於て幻化して産ずる有情を出すなり。そこに於て天もしくは天女等はかく思惟す「是は我が子もしくは子女なり」と。それらの童子と童女とはかく思惟す「是は我等の母もしくは父なり」と。

[15b<sup>6</sup>] 梵衆の諸天は、頭頂より身の一切の肢節を完全に生じ死するを本性となす。梵衆の諸〔天〕の如く、諸梵輔〔天〕と諸大梵〔天〕と諸少光〔天〕と諸無量光〔天〕と諸極光淨〔天〕と諸少淨〔天〕と諸無量淨〔天〕と諸遍淨〔天〕と諸無雲〔天〕と諸福生〔天〕と諸広果天と諸無煩天と諸無熱〔天〕と諸善現〔天〕と諸善見〔天〕と諸色究竟〔天〕もまた此の如し。

[16a<sup>2</sup>] 諸無色に於ては身色なし。かるが故にそれ等を生じまた現することなし。転死も亦現せず。

6-2. 交 会 (cf.『大毘婆沙論』卷百十三 [T.27, 585b])

[16a<sup>2</sup>] 應に瞻部州の諸人、非梵行・両交合法をなして兩人合する如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕と諸北俱盧〔州〕と四大王の諸天と諸三十三〔天〕もまた此の如し。諸夜摩〔天〕は抱擁のみによりて欲情を治するなり。諸兜率〔天〕にては手を取るのみによりてなり。諸化楽〔天〕は微笑のみによりてなり。諸他化自在〔天〕のは見るのみによりて欲情を治するなり。

[16a<sup>5</sup>] 諸梵衆に於ては貪愛なし。應に梵衆の諸〔天〕の如く、諸梵輔〔天〕と諸大梵〔天〕と諸少光〔天〕と諸無量光〔天〕と諸極光淨〔天〕と諸少淨〔天〕と諸無量淨〔天〕と諸遍淨〔天〕と諸無雲〔天〕と諸福生〔天〕と諸広果天と諸無煩天と諸無熱〔天〕と諸善現〔天〕と諸善見〔天〕と諸色究竟〔天〕もまた此の如し。

6-3. 精 水

[16a<sup>8</sup>] 應に瞻部州の諸人に於ては不淨の精を泄することあるが如く、諸東勝身〔州〕と諸西牛貨〔州〕と諸北俱盧〔州〕に於てもまた此の如し。四大王の諸天のは風(vāyu)を起こすなり。四大王の諸天の如く、諸三十三〔天〕と諸夜摩〔天〕と諸兜率〔天〕と諸化楽〔天〕と諸他化自在〔天〕もまた此の如し。

[16b<sup>2</sup>] 梵衆の諸天に於ては貪愛なし。諸梵衆〔天〕の如く、諸梵輔〔天〕と諸大梵〔天〕と諸少光〔天〕と諸無量光〔天〕と諸極光淨〔天〕と諸少淨〔天〕と諸無量淨〔天〕と諸遍淨〔天〕と諸無雲〔天〕と諸福生〔天〕と諸広果天と諸無煩天と諸無熱〔天〕と諸善現〔天〕と諸善見〔天〕と諸色究竟〔天〕もまた此の如し。

#### 6-4. 寿の転変

[16b<sup>5</sup>] 地獄の有情の寿量の限度は一劫なり。中間の死はあり。悪趣の生処に生ぜし有情の寿量の限度は一劫なり。中間の死はあり。

[16b<sup>7</sup>] 諸人の三十日は諸餓鬼の一日なり。その三十日は一月なり。十二ヶ月は一年なり。諸餓鬼の寿量の限度は此の如く歳を数ふる五百歳なり。中間の死はあり。そは人の如く数えたる一万五千歳なり。

[16b<sup>8</sup>] 東勝身〔州〕の諸人の寿量の限度は二百五十歳なり。中間の死はあり。西牛貨〔州〕の諸人の寿量の限度は五百歳なり。中間の死はあり。北俱盧〔州〕の諸人の寿量の限度は一千歳なり。中間の死はなし。云何の故にか北俱盧〔州〕の諸人に中間の死なしと謂はるるや。彼等に於ては我所なく執持するものなく、寿は確実にして勝れたる趣あるがゆえなり。かるが故に北俱盧〔州〕に於ては中間の死なきなり。

[17a<sup>3</sup>] 瞳部州の諸人には上〔界〕に生じ且つ下〔界〕に趣くものあり。瞳部州の諸人の或者是寿量なく、且つ或者是寿十歳になるなり。

[17a<sup>4</sup>] 諸人の寿の五十歳は四大王の諸天の一日なり。その三十日は一ヶ月、十二ヶ月は一年なり。四大王の諸天の寿量の限度は此の如く数ふる天の年の五百歳なり。中間の死はあり。そは人の如く数えたる九百万歳なり。そは等活大地獄の一日なり。その三十日が一月、十二ヶ月は一年なり。等活地獄の諸有情の寿量の限度は此の如く数ふる地獄の年の五百歳なり。中間の死はあり。そは人の如く数へたる一千十六万二千歳なり。

[17a<sup>8</sup>] 諸人の百歳は三十三〔天〕の一日なり。その三十日は一ヶ月、十二ヶ月は一年なり。三十三の諸天の寿量の限度は此の如く数へたる天の一千歳なり。中間の死はあり。そは人の如く数えたる三千六百万歳なり。そは黒縄地獄の一日なり。その三十日は一ヶ月、十二ヶ月は一年なり。黒縄大地獄の寿量の限度は此の如く数ふる地獄の年の千歳なり。

中間の死はあるなり。そは人の如く数へたる一千百二十億と九千万六千歳なり。

[17b<sup>3</sup>] 諸人の二百歳は夜摩諸天の一日なり。その三十日は一ヶ月、十二ヶ月は一年なり。夜摩諸天の寿量の限度は此の如く数へたる天の二千歳なり。中間の死はあり。そは人の如く数えたる一億四千四百万歳なり。そは衆合大地獄の一日なり。その三十日は一ヶ月、十二ヶ月は一年なり。衆合大地獄の諸有情の寿量の限度は此の如く数へたる地獄の年の二千歳なり。中間の死はあり。そは人の如く数へたる一千万歳と三千十六万八千歳なり。

[17b<sup>7</sup>] 諸人の四百歳は兜率諸天の一日なり。その三十日は一ヶ月、十二ヶ月は一年なり。兜率の諸天の寿量の限度は此の如く数へたる年四千歳なり。中間の死はあり。そは人の如く数えたる五億七千六百万歳なり。そは叫喚大地獄の一日なり。その三十日は一ヶ月、十二ヶ月は一年なり。叫喚大地獄の諸有情の寿量の限度は此の如く数へたる年の四千歳なり。中間の死はあり。そは人の如く数へたる八梯二百万俱胝九千四十万四千歳なり。

[18a<sup>3</sup>] 諸人の八百歳は化楽諸天の一日なり。その三十日は一ヶ月、十二ヶ月は一年なり。化楽諸天の寿量の限度は此の如く数へたる年の天の四千歳なり。中間の死はあり。そは人の如く数えたる二百三十俱胝歳と四那由他なり。そは大叫大地獄の一日なり。その三十日は一ヶ月、十二ヶ月は一年なり。大叫大地獄の寿量の限度は此の如く数へたる地獄の八千歳なり。中間の死はあり。そは人の如く数へたる六十九俱胝と一俱胝三那由他と五俱胝五十萬二千歳あり。

[18a<sup>8</sup>] 諸人の一千六百歳は他化自在の諸天の一日なり。その三十日は一ヶ月、十二ヶ月は一年なり。他化自在の諸天の寿量の限度は此の如く数へたる年の天の一万六千歳なり。中間の死はあり。そは人の如く数え

たる九百二十一二俱胝歳と六那由他なり。そは炎熱大地獄の一日なり。その三十日は一ヶ月、十二ヶ月は一年なり。炎熱大地獄の地獄の諸有情の寿量は此の如く数へたる地獄の歳の一万六千歳なり。中間の死はあり。そは人の如く数へたる五百俱胝歳と三十梯歳と八那由他俱胝歳と四十一萬六千俱胝歳なり。

[18b<sup>4</sup>] 中間の頌に〔曰はく〕「九と三と十四と五十七と二百と九百とは人の数え方によりて天寿を説き、此の如く一と十二と一と八と六十と五百等は有情地獄の寿に於て説示す」

[18b<sup>5</sup>] 梵衆の諸天の寿量の限度は半劫なり、中間の死はあり。極熱大地獄の寿量の限度は半劫なり、中間の死はあり。梵輔の諸天の寿量の限度は一劫なり、中間の死はあり。阿鼻大地獄の寿量の限度は一劫なり、中間の死はあり。大梵の諸天の寿量の限度は一劫半なり、中間の死はあり。少光の諸天の寿量の限度は二劫なり、中間の死はあり。無量光の諸天の寿量の限度は四劫なり、中間の死はあり。極光淨の諸天の寿量の限度は八劫なり、中間の死はあり。少淨の諸天の寿量の限度は十六劫なり、中間の死はあり。無量淨の諸天の寿量の限度は三十二劫なり、中間の死はあり。遍淨の諸天の寿量の限度は六十四劫なり、中間の死はあり。無雲の諸天の寿量の限度は百二十五劫なり、中間の死はあり。福生の諸天の寿量の限度は二百五十劫なり、中間の死はあり。広果の諸天の寿量の限度は五百劫なり、中間の死はあり。無想の諸有情はそれに同じ。無煩の諸天の寿量の限度は一千劫なり、中間の死はあり。無熱の諸天の寿量の限度は二千劫なり、中間の死はあり。善現の諸天の寿量の限度は四千劫なり、中間の死はあり。善見の諸天の寿量の限度は八千劫なり、中間の死はあり。色究竟の諸天の寿量の限度は一万六千劫なり、中間の死はあり。空無辺処〔の諸天〕の寿量の限度は二万劫なり、中間の死はあり。識無辺処の諸天の寿量の限度は四

万劫なり、中間の死はあり。無所有処の諸天の寿量の限度は六万劫なり、中間の死はあり。非想非非想処の諸天の寿量の限度は八万劫なり、中間の死はあり。

#### 6-5. 四大河

(cf.『俱舍論』卷十一 [T.29, 58a] Kārikā, III-57 [Pradhan. 1st. ed. p.162])  
[19b<sup>2</sup>] 此より北方に三黒山あり、それ等の三黒山の北方に他の三黒山あり。

それ等の他の三黒山の北方に「雪」と名づけらるる山王あり。雪山王の北方に「香醉」と名づけらるる山王あり。香醉山王より十由旬の此岸に「水」と名づけらるる大湖あり、また「無熱惱」と名づけられたるなり。その「水」と名づけられたる大湖に於る水は五十由旬あり。幅は五十由旬あり。周囲に於ては二百由旬あり。形容は善く、樂見するところにして端厳、水は清涼にして水は蜜の如く溢満し、憂鉢羅華と蓮華と黄蓮華と白蓮華とによりて善く覆はる。

[19b<sup>6</sup>] その中に四大河、即ち恒河 (Gaṅgā)、信度河 (Sindhu)、縛芻河 (Vakṣu)、徒多河 (Sītā) 流るるなり。恒河は東方に向かって象の口より流れ、水と名づけられたる大湖の右側を遡りて五百の河と共に東方の大海上に注ぐなり。信度河は南方に向かって牡牛の口より流れ、そは水と名づけられたる大湖の右側を遡りて五百の河と共に南方の大海上に注ぐなり。縛芻河は西方に向かって馬の口より流れ、そは水と名づけられたる大湖の右側を遡りて五百の河と共に西方の大海上に注ぐなり。徒多河は北方に向かって獅子の口より流れ、そは水と名づけられたる大湖の右側を遡りて五百の河と共に北方の大海上に注ぐなり。此の如く北方にて多くの〔河〕口に変ずる水湖あり、それ等の他に又そこに「水」と名づけられる多様の流れの源処なる大湖あり。恒河・信度・縛芻と徒多との波濤の小瀑は流下し、一切を輝かす河とて四方の至る

処に成るなり。

[20a<sup>4</sup>] 「恒河は東方の大海に注ぎ、信度は南方の大海上に注ぎ、縛芻は西方の大海に注ぎ、その北方の大海上に徒多は注ぐ。此等の四最勝河は非常に善く別々に流下する。各々は又、五百〔河〕を運ぶ。諸々の河流は大海に注ぐ」と云はるるなり。

#### 6-6. 阿修羅の巖石

[20a<sup>5</sup>] その香醉山の北方二十由旬に「阿修羅の拠地」と名づけらるる金の山崖の避難処あり。長さ五十由旬、幅に於てはまた五十由旬、全周に於ては二百、高さ三由旬半あり。形容は善く端厳なるものあり。その中の土壤は又、形容善く樂見するところにして端厳、金粉を播き散らし栴檀の水を散布せり。そこに万如意の樹もしくは礫もしくは云何なるものが落下しようとも、それを諸非人は風の威力を以て外に飛散するなり。

[20b<sup>1</sup>] その至る処に二百千の金の山崖の巖あり、それらの一切はまた善く樂見するところにして端厳なり。それ等の中の諸土壤はまた形容善く樂見するところにして端厳、金粉を播き散らし栴檀の水を散布せり。そこに万如意の樹もしくは礫もしくは云何なるものが落下しようとも、それを諸非人は風の威力を以て外に飛散するなり。その道の長さは二十由旬、幅に於ては一由旬半、ありて形容善く樂見するところにして端厳、金粉を播き散らし栴檀の水を散布せり。そこに万如意の樹もしくは礫もしくは云何なるものが落下しようとも、それを諸非人は風の威力を以て外に飛散するなり。

#### 6-7. 沙羅大王極堅固

[20b<sup>5</sup>] その阿修羅の巖石の北方二十由旬に「極堅固」(Praṭiṣṭhita) と名

づけられ、沙羅の七重列によりて囲繞さるる沙羅 (sāla) の大王なるものあり。その沙羅王極堅固の根は十四弓下に突き刺さつてゐる。沙羅の第一重の根は十三弓下に突き刺さり、第二のは十二〔弓〕なり、第三のは十一〔弓〕なり、第四のは十弓なり、第五のは九弓なり、第六のは八弓なり。沙羅の第七〔重〕列の根は七弓下に突き刺さつてゐる。

[20b<sup>7</sup>] かの極堅固の沙羅王の樹枝と葉と諸支とは第一沙羅列に達し、沙羅の第一列の樹枝と葉と諸支とは第二〔列〕に〔達する〕なり。第二のは第三に〔達する〕なり。第三のは第四に〔達する〕なり。第四のは第五に〔達する〕なり。第五のは第六に〔達する〕なり。第六のは第七に〔達する〕なり。沙羅の第七列の樹枝と葉と諸支とは虚空に充滿せしめている。

[21a<sup>2</sup>] その中の土壤はまた形容は善く樂見するところにして端嚴、金粉を播き散らし栴檀水を散布し、そこにまた万如意の樹もしくは礫もしくは云何なるものが落下しようとも、それを諸非人は風の威力を以て外に飛散するなり。その道の長さは二十由旬、幅は一由旬半あり。形容は善く樂見するところにして端嚴なるものなり。そこにまた万如意の樹もしくは礫もしくは云何なるものが落下しようとも、それを諸非人は風の威力を以て外に飛散するなり。

#### 6-8. 慢陀耆尼蓮池

[21a<sup>5</sup>] 沙羅王極堅固の東方二十由旬に長さ五十由旬、幅五十由旬、全周二百由旬の「慢陀耆尼」(Mandākinī) と名づけらるる〔蓮〕池あり、形容は善く樂見するところにして端嚴なり、水は清涼にして水は蜜の如く溢満し、憂鉢羅華と蓮華と黄蓮華と白蓮華とによりて善く覆はる。慢陀耆尼蓮池、その中の蓮華の諸葉は大きく、最大にして即ち牡牛の

皮ほどなり。諸蓮華の茎は大きく、最大にして即ち犁把 (haladanya) ほどなり。蓮華の諸華は大きく、最大にして即ち車輪ほどなり。蓮華の諸根は大にして最大なり、即ち大丈夫の腿ほどなり。味は美味にして最も美味なり、即ち蜜蜂の生蜜の如きなり。切ればまた乳を滴らすなり。

[21b<sup>1</sup>] 慢陀耆尼蓮池の全周には八千の蓮池あり。それ等の一切も亦、形容は善く樂見するところにして端嚴なり、水は清涼にして蜜の如く溢満し、それらの中の蓮華の諸葉はまた大きく、最大にして即ち牡牛の皮ほどなり。諸蓮華の茎は大きく、最大にして即ち犁把ほどなり。蓮華の諸華は大きく、最大にして即ち車輪ほどなり。蓮華の諸根は大にして最大なり、即ち大丈夫の腿ほどなり。味は美味にして最も美味なり、即ち蜜蜂の生蜜の如きなり。切ればまた乳を滴らすなり。

[21b<sup>5</sup>] その道の長さは二十由旬、幅は一由旬半あり。形容は善く樂見するところにして端嚴、金粉を播き散らし栴檀水を散布せるものあり。そこにまた万如意の樹もしくは礫もしくは云何なるものが落下しようと、それを諸非人は風の威力を以て外に飛散するなり。

### 6-9. 象王極堅固

[21b<sup>6</sup>] 三十三の諸天の戦の資具なる、「極堅固」(Pratiṣṭhita) と名づけらるる、形容は善く樂見するところにして端嚴なる象あり。拘物陀 (ku-muda) 華の色の如き白象なりて七支を甚だ善く備へ、その頭はまた形容は善く樂見するところにして端嚴なり。緑にして有命潮生紅虫 (prāṇaka) の如く中間は赤にして六牙なり。象〔王〕極堅固の長さは二由旬半、幅は一由旬、高さは一由旬半、全周は七由旬なり。

[22a<sup>1</sup>] その眷属、八千の象あり。それらの一切はまた形容は善く樂見するところにして端嚴なり。拘物陀華の色の如き白象なりて七支を甚だ善

く備へ、その頭はまた形容は善く樂見するところにして端嚴なり。緑にして有命潮生紅虫の如く中間は赤にして六牙のみあり。

[22a<sup>3</sup>] 象王極堅固は眷属と共に、冬四ヶ月は山澗の避難処、阿修羅の拠地の中に住して止まり、春四ヶ月は沙羅樹王極堅固の中に住して止まり、夏四ヶ月は慢陀耆尼蓮池の中に住して止まるなり。

[22a<sup>5</sup>] 象王極堅固が山澗の避難処、阿修羅の拠地中に住し止まりて居る時には、諸八千の象は即ち象王極堅固を守護し隠し、裝飾するために山澗の避難処の八千の中に近住して止まるなり。

[22a<sup>6</sup>] 象王極堅固が山澗の避難処、阿修羅の拠地中に住し已つて沙羅樹王極堅固の中に往く時、往々常の如くにして往き、時々、例へば天もしくは天子に幻化し、大威力は云何なるものにも等しく、己自身を幻化して、一切の象の中で甚だ勢力ありと称せらるるもの頭もしくは背に乗り、樂(türya)と鼓(paṇava)等を夥しく鳴らして往くなり。

[22b<sup>1</sup>] 象王極堅固が沙羅王極堅固の中に住し止まりて居る時には、此等の八千の象はまた即ち象王極堅固を守護し隠し、裝飾するために七重の中に内觀して止まるなり。沙羅樹の第一列中に止住するもの等もまた内觀して止まり、第二〔列〕の中に止住するもの等もまた内觀し、第三〔列〕の中に止住するもの等もまた内觀し、第四〔列〕の中に止住するもの等もまた内觀し、第五〔列〕の中に止住するもの等もまた内觀し、第六〔列〕の中に止住するもの等もまた内觀し、第七〔列〕の中に止住するもの等もまた内觀して止まるなり。

[22b<sup>5</sup>] 象王極堅固が沙羅王極堅固より慢陀耆尼蓮池に往く時、往々常の如くにして往くなり。時々、例へば天もしくは天子に幻化し、大威力は云何なるものにも等しく、己自身を幻化して、それら一切の象の中で甚だ勢力ありと称せらるるもの頭もしくは背に乗り、樂と鼓等を夥しく鳴らして往くなり。

[22b<sup>7</sup>] 象王極堅固が慢陀耆尼〔蓮池〕の中に入りて戯れ、歛をつくす時、それ等の八千の象は即ちかの象王極堅固を守護し隠し、裝飾するために慢陀耆尼池の全周を遡りて内觀して止まるなり。

[23a<sup>1</sup>] 象王極堅固が慢陀耆尼池の中に入りて戯れ、歛をつくして後、再び起つ時、その中の甚だ勢力あると称せらる象は慢陀耆尼池の中に入りて諸蓮根を抜き取り、よく洗ひ、きれいに洗ひて象王極堅固に附與するなり。象王極堅固が飲食して満足せる時、かれ等他の八千の象もまた蓮池の中の各々の蓮池に入りて戯れ、歛をつくし、蓮根等を取りてよく洗ひ、きれいに洗ひて食するなり。

[23a<sup>4</sup>] 三十三諸天の戦をなす象〔王〕極堅固の威力は此の如きほどなり。

## 6-10. 守護者

[23a<sup>5</sup>] 一切の有情には守護者が伴ひ、守護し庇護し隠して離れざるなり。

[23a<sup>5</sup>] 勢力劣ると称せられ、福德少なく、美劣れる有情に於ては無量百と無量千を一が守護するなり。譬へば牡牛もしくは縊羊に於ては無量百と無量千を一が守護する如く、勢力劣ると称せられ、福德少なく、美劣れる有情に於ては無量百と無量千を一が守護するなり。

[23a<sup>7</sup>] 勢力大と称せられ、福德勝れ、美秀なる有情に於ては無量百と無量千等が一を守護するなり。譬へば転輪聖王もしくは如来・応供・正等覚者に於ては無量百と無量千が一を守護する如く、勢力大と称せられ、福德勝れ、美秀なる有情に於ては無量百と無量千が一を守護するなり。

[23b<sup>1</sup>] ここに曰はく「然れども、一切の有情には守護者が伴ひ、守護し庇護し隠して離れざるに、云何の故にか危害あるや」

[23b<sup>2</sup>] 曰はく「守護者の威力劣ればかれは降伏せられて危害あるなり。守護者が放逸にして放逸住処にあるならば、放逸の因によりてもまた諸危害あるなり。〔これら〕二の守護者は共に一致して鎮伏して迫害せ

加藤清遺稿 藏文和譯『世間施設』(1)

しむるなり。また〔守護せらる〕諸人、もし非法を行じ、不正を行ふならば、それ等の非法を行じ、且つ不正を行ずるによりても危害あるなり」

(世間施設第二卷了、以下次号)